

総務省

通信政策局情報通信利用促進課

デジタル・ディバイド企画官 武田博之氏

「障害者・高齢者が活躍できる社会をめざして」

高齢者、障害者の皆さん、誰もが容易に情報通信を使えるような環境作りをするというのは、行政のみならず、地方自治体、企業、民間団体、そして個人。各主体がいかにこの分野に関心を持ち、主体的に取り組むかが、大変重要だと思っています。そういった関係主体の連携、協働の枠組みをいかに作っていくかが重要ではないかと思っております。

日本ではここ約 2 年半、情報通信の利用拡大に向けて、いろいろな条件整備、環境整備に努力してまいりました。今から 2 年半前、森総理が当時、「IT 革命」という言葉を世の中に普及させました。同時に、森総理はリーダーシップを発揮して日本全体の IT の利用をいかに拡大するか、そのための基本的な法整備を行ないつつ、具体的な取り組みの強化について各省を叱咤激励したのが 2 年半前でした。

日本の IT への取り組みの基本的枠組みとしての IT 基本法は、今から 2 年前に施行されたわけですが、デジタル・ディバイド(情報格差)という言葉がこの法律の中にきちんと書き込まれています。法律の中ではカタカナで「デジタル・ディバイド」という表現は使っていませんが、情報通信技術の利用機会、あるいは活用する能力の格差を生じてはならないとして、IT 社会の円滑かつ一体的な形成が損なわれるという問題意識からデジタル・ディバイドを是正するということが、この基本法にも明確に書き込まれております。

こうした基本的枠組みの中で政府としては、総務省をはじめ関係省庁もこの問題の解決に向けて取り組んでいます。今日は、「障害者・高齢者が活躍できる社会を目指して」という大きなタイトルでお話しさせていただく関係で、まず IT に限らず、いま日本の経済・社会の中で、どんな大きな動き、変化があつて、これが障害者・高齢者が情報通信にどのように関わっているのか、そういった観点からお話をさせていただき、その上で、IT の大きな枠組みの中での障害者・高齢者と情報通信の関わりについて触れ、最後に、総務省を中心とした具体的な取り組み状況をご紹介させていただきます。

現在の日本における経済社会の状況についてお話をさせていただきます。

日本の社会は、これまで経験したことのないような状況に突入します。明治以来、約130年間、日本の人口は約4倍になったということです。今、1億3千万人です。2006年からは人口は減少します。すでに労働力人口(15~65歳未満)は減少しています。

構造改革は、金融機関の不良債権の処理などいかに改革していくかということで、大きなシステム転換の時期を迎えようとしています。特に労働力人口が減るわけですからこれまでの大量生産、ひとつの規格に基づいた経済成長は期待できません。このような足りなくなったエネルギー、あるいは供給源をどのようにカバーしていくかが、今の日本の経済社会には大きく問われています。

子供の数もどんどん減ってきています。次の世代を担う人材がなかなか思うように生まれてこないということです。これをどのようにカバーするのかという意味で、高齢者の役割というもの、新たな意味を帯びてくるということです。

我が国における高齢者施策、あるいは障害者施策の基本的な枠組みについては、高齢社会対策大綱とか、あるいは昨年12月に決定された障害者基本計画で、今後10年間の日本の取り組む方向が示されています。その中で、必ずキーワードで出てくるのは、共生社会とか自助、経済システムの見直しです。特に戦後、行政、官主導で民間がそれに協調して、一生懸命右肩上がりの成長をとげてきましたが、ここ10年間、まさにバブルがはじけ、その活力が削がれている状況です。個人の価値観や物の考え方が多様化してきています。これをどのように社会全体として調和させていくかが、大変重要だと思います。

個人の意識は、自己責任とは、行政や官に頼らず自己責任のもといろんな取り組みをしていこうという、個人の社会参画の意識が高まってきているのではないのでしょうか。少子高齢化社会において、いかにいろいろな個性なり、人格を持った人が、相互に尊重し助け合っていくか、そういう社会を作っていくことが、これまでの高度成長期になかった価値観、対応の仕方であり、これが今後の少子高齢化社会の日本の活力を向上させる、ひとつのエンジンになっていくのではないかと、ということで、いま、政府と

しては、共生社会をいかに進めていくか、自己意識が強まった個人、個という主体を大事にしながら、さらにそこに公助、新たな主体 NPO などの取り組み、そういった組み合わせをいかにとっていくかが大変重要なことになっているのではないかと考えております。

また、経済社会システムの見直しですが、これまでの雇用システムや、都市基盤や国土政策のありかたなど、様々なシステムやルールや慣習を見直そうという機運も高まっています。高齢者、障害者も、個性や人格、能力をいかに引き出すかが重要になっています。そのためのシステムづくり、能力や個性が発揮できないような、障害、障壁をいかに取り除くかが、重要だと思えます。

例えば、高齢者が働きづらい年齢制限があります。また障害を持つ方も民間企業も努力しているが、なかなか、障害者の雇用率が高くない現実があります。これは、依然として何らかのバリアがあるのだと思います。こういうバリアを除去し、誰もが日本の経済社会の中で、それぞれの役割を発揮できるようにすることが重要であると思います。このような環境の中で、情報通信技術の活用が重要性を帯びてきます。情報通信を使うと、時間、距離など環境の制約を除去できますし、あるいは、多様な学習方法も可能になります。そして、またコミュニケーションの取り方も工夫できます。

情報通信技術を一つの道具として、日本の抱えている課題、未曾有の人口減社会となる中で、いかに日本が活力を維持し、質的な発展を実現していくかを考えねばなりません。誰もが個性、能力を発揮できるように、いろいろな道具を使うというとき、IT 情報通信が重要になってきます。政府の公式文書の中でのキーワードで、障害者・高齢者が情報通信技術を活用するのは、時代の趨勢と認識しています。大きな経済社会の潮流の中での障害者・高齢者のとらえ方です。

次に、情報通信を政策の中で、このことをどう考えるかです。

我が国は2年半前に施行された、「IT 基本法」のもとに、2001年1月に e-Japan 戦略という国家戦略を打ち出しています。政府の取り組み方法を示すとともに、民間の取り組み方法についても、ひとつの示唆をしています。官民あげていかに日本として情報通信の利用促進に取り組むかの考え方を示したものです。その中で「世界最先端の IT 国家」の実現をスローガンに掲げたところですが、最近の国際統計をみると、例え

ばスイスのシンクタンクによる、各国間の国力のランキングで、日本は 20 番くらいでした。日本は、技術力や経済活動のパワー欠落により順位を下げています。こうした逆境の中にあって、「世界最先端の IT 国家」を目指そうと、動き出したわけです。IT 基本法に明確に盛り込んでいますが、情報通信技術を容易に活用できることで、そういった社会を構築していくことが、「世界最先端の IT 国家」を目指そうということです。

客観的に成果があがったと言えることが一つあります。それは、日本国内の情報通信ネットワークの整備が世界最高水準に達したことです。ご承知のように、従来、電話回線で 64kbit でしたが、ADSL が普及して、8M、12M という高速のネットワークが一般の家庭でも利用できるような環境になっています。現在、ADSL 加入数だけでも、最新データでは 750 万くらいで、しかも利用料金は世界でも一番安いです。2、3 年で相当な勢いで伸びが示されています。ADSL 以外にもケーブルや光ファイバーもあり、40～50 万の加入数となっています。ブロード・バンドの利用料金ですが、国内と諸外国、アメリカ、イギリス、ドイツ、韓国と、各国の比較ですと、一番安いのは、2500 円ほどで利用ができます。

例えば、アメリカと比較すると 1 対 3 くらいで、日本が安いということです。最近、国際連合の機関である ITU がこういったデータを公表し、データ伝送量あたりの料金を各国間の比較をしました。100kbps あたりの料金です。4 月現在で、日本は 0.18 ドル、ついで韓国が 0.29 ドル。フィンランドでは料金が 21.21 ドルと結構高くなっています。日本国内では、情報通信の利用環境、利用のインフラの面では、質、量ともに成果を上げています。行政の政策と相まって、事業者の努力の賜物によるものであります。では、今後の情報通信政策のフレームについて話を進めます。

これは、先般報道発表があり、ご案内の方もあるかと思います。現在、政府部内では、新たな e-Japan 戦略の策定作業が進められています。先日の IT 戦略本部において、新「e-Japan 戦略」案が決定され、現在、パブリックコメントを受付中です。ひとまず、この 2 年半ほどの間に、情報通信ネットワークのインフラは整備されました。ブロード・バンドに加入している人は約 1 千万ですが、インフラの整備状況からみると、実際利用している人の割合は、3 分の 1 くらいで、今後はいかにこのインフラをもっと利用してもらえる環境にするか、というところがポイントです。

IT 戦略本部がとりまとめた新しい国家戦略案では、個の視点から、いかに情報通信

が魅力あるものか、もっと広く理解してもらおうと考えています。今の戦略を見直し、生活に身近な視点で、具体的な情報通信戦略を明らかにしようという方向で考えています。例えば医療、最近、狂牛病の問題もありましたが、スーパーで買った食料品がどういった産地で、どのように飼育されたかなど、こういう情報も食料品に簡単に盛り込まれて、すぐ分かるようにすることが大切だと思います。食生活での IT の利用の仕方を推進するとか、仕事についても、環境を具体的な事例で示すなどの事例を盛り込もうとしています。具体的事例を受けながら、今後の施策方法を新たに示したということです。官邸のホームページでもご覧になれます。

新戦略の中にも、今日のテーマ、誰もが使いやすい利用環境の整備とか、高齢者・障害者の方が容易に使える機器など、こういう視点もきちんと盛り込まれています。使いやすい機器、サービスもそうですが、今後は、利用の仕方、コンテンツ、アプリケーションを本格的に展開させるかが、重要な視点だと思います。今までは、情報通信のインフラが整備されているが、それを使う具体的な利用法が出回っていないのが現実でした。身近な例ですと、各市役所、町役場、村役場で行政サービスが提供されていますが、今後は情報通信を使い、より手軽に、簡単に、質のよいサービスを身近な自治体が提供する時代に、これからなろうとしています。

既に先進的地自体には、公民館の利用予約などの手続きを、インターネットを使って受け付けるという取り組みを始めています。身近なサービスから情報通信を使おうとしています。政府としては、これらの取り組みに障壁があるなら、取り除く姿勢をより鮮明にしていくということです。行政サービスの情報通信を使ったサービスでは、日本の法律は精緻にできていて、書面を出す、との規定があり、やろうと思っても出来なかったのですが、昨年暮れの国会で、それを可能にする法律の整備を行ないました。取り組む条件は整いつつあります。

今後、いかに利用、活用するか、コンテンツ・アプリケーションの展開をいかに促進していくかが重要なことだと思います。利用者、生産者の立場から、情報通信との接点、とらえ方が、確実にかわってくると思います。利用者の立場から言うと、いろいろな情報通信を使ったサービスが登場し、利便性が受けられる機会が拡大すると思います。十年後には、団塊の世代が 65 歳になり高齢者になる時期は、世代の層が厚みを増すのではないかと思います。これに伴い、アクセシビリティに対応する必要性がこれま

で以上に大きくなると思われます。生産者、供給者の立場からみると、大量生産型の製品は、中国、韓国の競争力が勝る中、国内市場における新たなマーケットを開拓するには、厳しい市場環境になってきています。

そういう環境の中で、生産者の立場から、新たなマーケットを開拓するためには、単に情報通信技術で従来のサービスを置き換えるのではなく、それを使い、より業務の効率化をする重要性が意識されてくると思います。その流れのなかで、アクセシビリティに対する見方もかわってくると思います。「アクセシビリティが標準」という意識が高まると思います。私は2年半ほど前に、IT基本法の法案づくりに係りました。法案の国会審議があり、先生方が大企業のトップの意見を聞こうと法案審議の場に呼びました。大企業のトップの方は「必要性はわかるが、企業だけで対応するのは困難。支援が必要。」という答えが返ってきました。最近、ある携帯電話の社長は、「障害者の社会参画を支援する。こういった取組は国際社会では常識だ」と会見で言われていました。あきらかに、企業の方の意識も変わりつつあると感じました。

今後、行政として具体的にどのような施策を展開していくかについてお話します。情報通信機器、コンピュータが誰でも容易に利用できるようにするため、経済産業省、厚労省とか、関係省庁と連携しながら、総務省としては大きく次の4つに取り組んでいこうと考えています。

1. アクセシビリティの向上
2. コンテンツ・アプリケーションの向上
3. 機器を利用する、ユーザーの活用能力の確保・向上
4. 啓発活動

アクセシビリティの向上についてですが、総務省においては、4年ほど前に、電話をはじめとする電気通信設備について、こういう機能があるとアクセシビリティが満たされるという、機能要件を整理したアクセシビリティ指針を作り、発表しました。

同様に経済産業省でも、パソコンを中心にした情報機器についてアクセシビリティ指針を作っています。現在、総務省、経産省双方の指針の共通な部分を統合して、ひとつのまとまった指針にしようとするJIS化の動きがあります。この点については、昨年12月にまとまった今後10年間の障害者基本計画の中でも言及されているところです。

アクセシビリティの推進を目的に活動を展開している、電気通信アクセス協議会という民間団体があります。国によっては取り組み方が違うと思いますが、日本の場合は、民間ベースで主体的な取り組みを進めていこうということで、今から4年ほど前に、電気通信事業者、あるいは機器メーカーの団体、さらに障害者関係団体、学者の皆さん、といった構成からなる電気通信アクセス協議会が発足しました。ここに総務省とか経済産業省といった政府の関係機関もオブザーバーとして参加しています。この民間団体において、行政側が策定したアクセシビリティ指針を詳細化させたガイドラインを作成し、その普及に向けた取り組みを行っています。

電気通信アクセス協議会が作成した詳細なガイドラインは、平成12年に発表されています。例えば電話について、こういった要件が満たされれば、アクセシビリティの機能が確保されたと見なしていい、というような内容です。物を作るメーカーは自主申告ですが、ガイドラインに適合していれば、アクセス協議会の指針に適合した製品だということを所定のマークで表示することができます。総務省としてはこうした民間主体の取り組みを支援しています。

さらに、最近、日本でも電話リレーサービスというものができました。これは主に耳の不自由の方向けの電話サービスです。耳の不自由な方は通常の電話が利用できませんが、耳の不自由な方がパソコンで、テキストでオペレーターに自分の伝えたいことを入力しテキストで送り、オペレーターが、話をしたい相手に通常の音声で伝える、また、逆方向のやりとりが行なわれるサービス、これが電話リレーサービスです。

海外では、電気通信事業者にこうしたサービスの提供を義務づけるとか、あるいは電気通信事業者がそのためのお金を拠出して設けられたファンドの支援を受けて、NPOがサービス提供するなど、その取り組み対応は区々です。

日本では3~4社の民間事業者がこのサービスを手がけています。なにぶん、マーケットが限られていることもあり、なかなか事業活動を立ち上げるのが難しいことから、総務省としては通信・放送機構を通じて事業活動の立ち上げ支援をしています。

次はコンテンツのアクセシビリティの向上です。

インターネットでいろんな情報をいろいろなホームページでアクセスできるわけですが、ただ、コンテンツにもいろいろな障壁があります。例えば、目の見えない方ですと、ス

クリーンリーダーで画面が読めるようになりますが、ホームページの作り方によっては、その読みあげが機能しない場合もあります。こういったバリアを取り除くことは重要です。政府としては、各省庁のホームページのアクセシビリティ向上の取り組みをしています。

ネット上のコンテンツのアクセシビリティについては、W3C というインターネットの国際関係団体で今から 4 年ほど前に標準化が勧告されましたが、政府はそれに即したアクセシビリティに努めていくということで、今から2年前に政府間で確認し取り組んでいるところです。ただ、細かいところでまだいろいろ漏れがあります。そこで、手軽に、今作っているホームページのどこが問題なのか。障害をお持ちの方、お年寄りの方が、自分でどこを見ているのか、検索しながらわからなくなるような作りのホームページがあります。ホームページの容易な利用を妨げるような問題点を手軽にチェックできる点検ツールを総務省は開発しました。

これを各省庁に使ってもらい自ら点検チェックしてもらおうと思っています。今後、広く自治体などにもこのツールを配ってほしいと思っています。そして、放送というメディアがあります。インターネットもさることながら依然として貴重かつ重要なメディアです。ここから情報を取得される方は大勢います。放送においても、やはり耳が聞こえない方にとっては障害があります。そういう放送番組に字幕をつけるということが行われています。総務省としては、字幕番組制作に対する助成を行い、その普及を推進しています。また、放送会社各社に 2007 年度までに、技術的に字幕付与できるものにはすべてつけてもらおうと、具体的な行動計画を各社に作ってもらい、その着実な実行をお願いしているところです。

総務省としては毎年、その進捗状況を調査し、毎年夏ぐらいに各社の取り組み状況を公表させていただいています。着実に字幕番組は拡充しています。

次に、IT リテラシーの向上です。

情報通信の活用能力の確保が大切です。国内では今から 2 年ほど前に、自治体をベースにした IT 講習を展開してきました。自治体ベースで、地域の特に高齢者、障害者の方、専業主婦の方々を対象に、IT講習、パソコンの基本的な知識を身につけてもらう取り組みが展開されました。これは2年ほど前、政府から自治体に交付金を一時的に交付し、その財源をもとに取り組んでもらった、一過性のものでした。その取り組みを契機にして、自体によっては継続的にやっているところもあります。ただ、財源

の問題で難しいところもあります。また、障害者、高齢者を対象とする講習の場合、健常者向けの講習と同じでは問題となりますので、いろいろと工夫する必要があるのですが、そのノウハウが十分蓄積されておらず、不安の声が一部地域ではあがっていることもあります。このあたりを今後どのようにカバーしていくかがたいへん重要な課題となっています。

最後に、アクセシビリティの啓発活動については、先に紹介した電気通信アクセス協議会において、セミナー、イベントなど啓発のための取り組みが行なわれており、こうした取り組みを積極的に支援していきたいと思っています。関連施策の動向に触れます。今はパソコンの話ばかりでしたが、どちらかというとパソコンは輸入品というイメージですが、携帯電話については日本は世界最先端の地位にあります。携帯電話を経由したインターネットの利用者数は、世界第一位です。こういう強みを日本としてどう活かしていくのか。あるいは今年の暮れから、日本で初めてテレビ放送のデジタル化…すでに衛星を使ったデジタル化はありますが、たとえば東京タワーから送信される電波によるデジタル放送は今年の暮れから、東京、名古屋、大阪を中心に始まります。

テレビ放送がデジタル化されると、パソコンとの親和性が生まれます。テレビでもインターネットが自由自在に使える。テレビとインターネットの融合が可能になってくるわけです。テレビは高齢者の方、障害をお持ちの方にとって身近なメディアであり情報通信機器です。これを使って情報サービス、e-businessに関連したサービスが利用できるようになると、だいぶ違ってくるでしょう。ユビキタスネットワークという言葉が最近の流行語ですが、いろいろの機器がネットワークにつながると、自分の利用する場面ごとに、外出すれば携帯電話、携帯端末などを使う、いろいろな機器がネットワークにつながると、その場で最適な環境条件が瞬時に整うわけです。

ユビキタスネットワークが夢物語ではなく、あと数年で、ある程度実現する状況です。そういった技術的な成果が、誰もが使いやすい利用環境をいち早く実現させていく機動力、エンジンになるのではないかと思います。

最後に、私ども総務省が取り組んでいる最新の動きを紹介します。

高齢者・障害者による ICT 活用の推進に関する研究会です。

昨年暮れから、総務省、学者や事業者の方、障害を持ちながら情報通信・インターネットを駆使されている識者の方々に参加していただき、スタディ・グループを開催して

います。ここで、これまでのアクセシビリティの施策に関する総括、現状評価をいただきながら、何が新しい問題点か、深く検討をいただいております、近々その成果をまとめようという状況です。

総務省としては、このようなスタディ・グループの取りまとめ結果も参考にしながら、必要な政策を検討、実行していきたいと思っています。着実にアクセシビリティの分野が前進しているのは間違いありません。特に、新しい技術が今後どのように出てくるのかに注目する必要があります。インターネットも 10 年ほど前に出てきた頃、どうなるのかと思っていましたところ、今のような状況です。インターネットも今後どのように展開していくのか見通すことは難しいことだと思いますが、いろいろな技術は、問題を解決していくための貴重として活用していくことが重要です。こういったものについて、自治体、NPO、民間団体、家庭、個人、それぞれの立場で、関わり合いを受け止めていただき、関係するところの皆さんが協働、連携しながら、情報通信のメリットが最大限発揮できるよう、今後もこのアクセシビリティ分野の取り組みにかかわってきたいと思います。